

あやとりワークス

障害年金請求を社労士さんに 依頼するときのポイント

作業療法士の視点から





あやとりワークス

著作権と免責事項

■著作権について

本冊子と表記は、著作権法で保護されている著作物です。

本冊子の著作権は、発行者にあります。

本冊子の使用に関しましては、以下の点にご注意ください。

■使用許諾契約書

本契約は、本冊子を入手した個人・法人(以下、甲と称す)と発行者(以下、乙と称す)との間で合意した契約です。本冊子を甲が受け取り開封することにより、甲はこの契約に同意したことになります。

第1条本契約の目的：

乙が著作権を有する本冊子に含まれる情報を、本契約に基づ

き甲が非独占的に使用する権利を承諾するものです。

第2条禁止事項：

本冊子に含まれる情報は、著作権法によって保護されています。甲は本冊子から得た情報を、乙の書面による事前許可を得ずして出版・講演活動および電子メディアによる配信等により一般公開することを禁じます。特に

当ファイルを 第三者に渡すことは厳しく禁じます。甲は、自らの事業、所属する会社および関連組織においてのみ本冊子に含まれる情報を使用できるものとします。

第3条損害賠償：

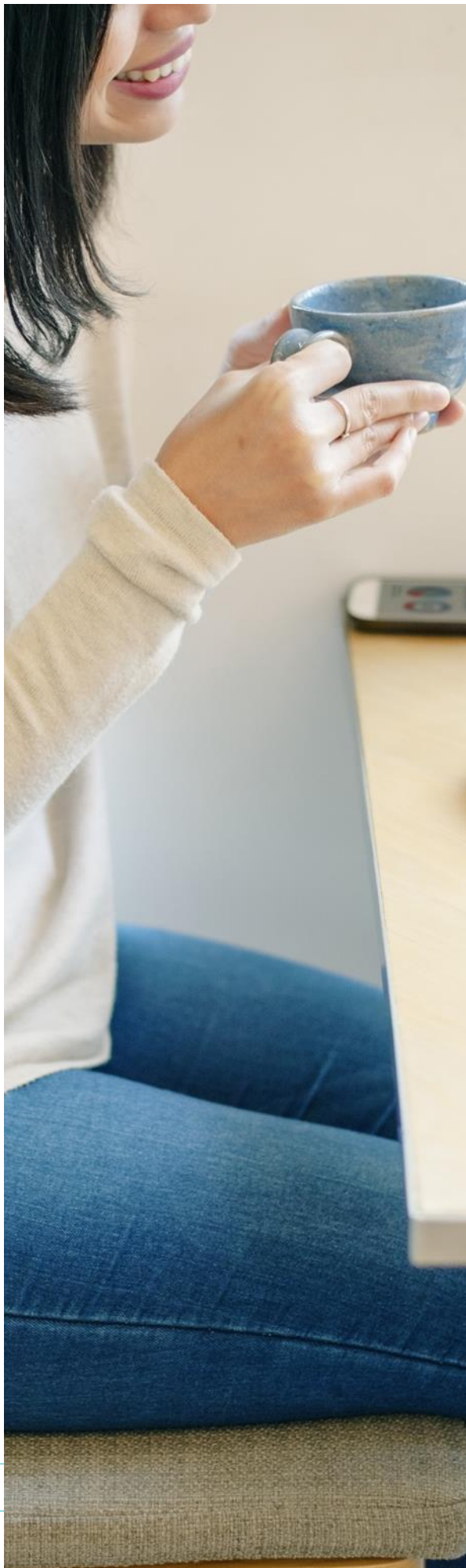
甲が本契約の第2条に違反し、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対し、違約金が発生する場合がございますのでご注意ください。

第4条契約の解除：

甲が本契約に違反したと乙が判断した場合には、乙は使用許諾契約書を解除することができるものとします。

第5条責任の範囲：

本冊子の情報の使用の一切の責任は甲にあり、この情報を使って損害が生じたとしても一切の責任を負いません。



このE-BOOKで お伝えすること

こんにちは、あやとりワークスです。

このE-BOOKでは
障害年金請求を社労士さんに依頼する際の
現実的なポイントをお伝えします。

もくじ

目次

このE-BOOKで お伝えすること.....	4
もくじ	5
はじめに	7
社労士とは	8
社会保険労務士とは.....	8
障害年金の3つの落とし穴	10
落とし穴1：請求主義	10
落とし穴2：書類審査のみである.....	10
落とし穴3：書類を揃えたいのに揃わない	10
社会保険労務士に相談・依頼するメリットとデメリット.....	12
社会保険労務士に相談・依頼するメリット	12
社会保険労務士に相談・依頼するデメリット	12
請求手続きを社会保険労務士に依頼する場合でも自分で行なう必要があるものは？	13
社労士はどうやって探す？	14
社労士に手続きを依頼したら 費用はいくらかかる？	15
着手金と報酬のセットが多い	15
報酬額の相場は.....	15
電話や対面の相談料は	16
具体的に何をしてくれるのか？の確認を	16
途中解約時の費用計算はどうなるか	17

まとめ	17
社労士を選ぶポイント	18
ホームページで確認できるポイント	18
初回面談で会って確かめるポイント	19
社労士との契約時の チェックポイント	20
初回面談の前に準備しておくこと	21
初回面談と契約に際しての注意点	23
おわりに	24

はじめに

ともに歩むことができる社労士さんに出会うために

はじめにお断りしておきますが、このマニュアルは「こうすれば障害年金を必ず受給できる」ことをお約束するものではありません。

ですが、腕の良い社労士さんの助けを借りれば、自分で請求手続きを行なうよりもずっと速く、またラクに請求することができます。

私は作業療法士という国家資格をもつリハビリの専門職です。

作業療法士の視点で、家族や患者さんの障害年金請求の流れを見て実感した「現実的な社労士選びのポイント」をお伝えします。

社労士とは

社会保険労務士とは

社会保険労務士とは、国家資格をもち、名称独占、業務独占を許されている資格です。つまり「私は社会保険労務士です」と名乗るには社会保険労務士の国家試験に合格している必要があり、そうでない人は社会保険労務士という名称を用いることも、その業務を行なうこともできません。（以後、社会保険労務士を社労士と略します）

社労士は人事・労務・年金や社会保険の専門家で、年金の請求代理業務を行える国家資格です。

企業の労務管理をメインに行なう社労士さんみれば、年金業務をメインに行なう社労士さんみらっしゃるので、障害年金請求の際は少なくとも「年金業務」をメインに行なっている方、できれば「障害年金」を専門に行なっている方が望ましいです。

社労士は請求するあなた（依頼者）に代わって代理人として請求手続きができるので、あなたが年金事務所に出向く必要がありません。依頼を受けると、社会保険労務士はまず本人や家族にヒアリングしながら、障害の状態や初診日を確認し、もっとも良いと思われる請求方法を考えます。請求に必要なカルテ等の記録を集めることはもちろん、病歴や就労状況等申立書の作成援助や添付書類の案内、診断書を依頼する医師への助言も行ないます。

最初の請求での受給を目指しますが、もし不支給や低い等級になっても速やかに不服申し立て等次の手続きに移ります。

必要書類を揃えられない、とにかく早く受給したい、受給要件を満たしているか心配、請求したが不支給決定になったなど、自分で手続きを行うのは困難と思われる場合は社労士に相談しませんか。

実際に依頼するかどうかは別として、受給は無理かもしれないと諦める前に相談だけでもしてみられることをおすすめします。

実際に私の家族は病歴が長いために初診日のカルテが廃棄されており、現在受診している医療機関にしか診療録がない事態に陥りましたが、社労士さんに代行をお願いしていたため、社労士さんの助けを得て無事受給することができました。

カルテがあったとしても、障害年金の請求に必要な書類はめまいがするほど種類も数も多く、何らかの傷病をもつご本人には負担が大きすぎると感じます。また、フルタイムだけでなくパートタイムでもお仕事をもち方が書類をきれなく揃えていくのもあまり現実的ではないと感じました。

障害年金の3つの落とし穴

落とし穴1：請求主義

これを読んでいるあなたはすでに障害年金の存在を知っているので大丈夫ですが、せっかくの良い制度なのに請求しないと受け取ることができません。つまり、ただ知らないために請求漏れが多発する制度となっています。

落とし穴2：書類審査のみである

障害年金は書類だけで審査されます。

提出した書類があなたの日常生活の困難な実態をきちんと反映したものでなければ、あなたの実情に見合った等級が受けられない事態に陥ってしまいます。書類の内容ですべてを判断されてしまうということは、医師の診断書の書き方があなたの実情を反映していないと不支給になることもあるということです。

落とし穴3：書類を揃えたいのに揃わない

準備しなければならない所定の種類が何種類ありますが、年金事務所に行っても、まとめて一度にもらうことができません。1つ揃ったらまた来てください、そして次にこれを準備してくださいというのが数回続きます。まるで敵を倒してクリアしていくゲームのようです。途中でクリアできなくなったら、次に進むことができません。

最初にもらえるのが受診状況等証明書という初診日を確定する書類です。この所定の様式を初診の病院に持って行って記入してもらいますが、そのためにはその病院にカルテが残されており、診断書を記入してくれる医師がいなければなりません。しかしカルテの法定保存義務は5年間。時間をかけて悪化していくような病気でいざ請求しようと思ったときには初診から数十年たっている場合もあり、カルテが廃棄されてしまうことが多いです。また、初診時の医師が異動・退職していることも多く、記入を拒否される場合もあります。

そうすると病院は受診状況等証明書を発行することができず、あなたの初診日の確定ができません。初診日を確定できない限り、納付要件も加入要件を確認できず、障害認定日を決めることができません。これで手続きが全て止まってしまいます。

この壁を突破するのに当事者一人ではかなりの困難を伴います。

社会保険労務士に相談・依頼する メリットとデメリット

社会保険労務士に相談・依頼するメリット

社労士さんに依頼するメリットを挙げます。

- 請求手続きの重要な点やコツを知っている
- 本人にとってベストの請求方法選んでくれる
(併合請求で等級を上げたり、遡及請求で過去最大5年分請求できることもあるなど)
- あなたの体調が悪い中、行政の窓口に行かなくて済む
- 経験に基づいたアドバイスをしてもらえる
- あなたが行うよりも早く手続きが完了する
- 日本年金機構や厚生労働省の内部文書を入手できる
- 制度の変更など最新情報をよく知っている

社会保険労務士に相談・依頼するデメリット

反対に、社労士さんに依頼するデメリットを挙げると…

- 着手金や報酬等の費用がかかる
- 依頼した場合でも、自分でやらなければならない作業はある(丸投げはできない)

-
- 担当する社労士の経験や実力に結果が左右されることもあるため、社労士を選ぶまでに時間がかかる(それでも本人が一からやるよりは早い)
 - まれに医師と社会保険労務士がもめてしまい、手続きがスムーズにできないこともある

請求手続きを社会保険労務士に依頼する場合でも自分で行なう必要があるものは？

- 初診日について思い出すこと
- 当時のカルテが廃棄されている場合は過去の医療機関の受診を証明できる書類を探す
(自宅等で保管している医療機関の領収書、お薬手帳等)
- 医療機関に診断書の作成を依頼する（※受診に同行してもらえる場合もあります）
- 初診日から現在までの症状、日常生活状況、職歴などを書き出す
(病歴、就労状況等申立書の作成に必要)

社労士はどうやって探す？

では、社労士さんをどうやって探すか？ですが、主に下記のパターンとなります。

- 通院先の医療ソーシャルワーカーに相談
- クチコミ
- インターネットで検索
「社労士 + 障害年金」「社労士 + 障害年金 + お住まいの地域名」
- 患者会に相談
(すでにその傷病名で障害年金を受給している人がいれば参考になる、ただし揉めごとになりやすいので相手の等級などは尋ねないほうがよい)

なお、社労士という職業は「地域ビジネス」の色合いが濃い職業です。その地域の医療事情や福祉事情に詳しいことが受給の成否を分ける場合があります。

(審査に関しては東京での一括審査に変わったため地方による差はなくなっています)

障害年金の請求代行業務をあなたの住所地以外の社労士に依頼することもできますが、後述する面談や受診への同行などが難しいとか、遠方の場合は交通費が別途発生する場合があるので、なるべくあなたの住所地に近い社労士さんが望ましいです。

社労士に手続きを依頼したら 費用はいくらかかる？

着手金と報酬のセットが多い

報酬などに統一された規定はありません。

着手金と報酬の2つを設定しているケースが一般的です。

通信費や交通費を含めた事務手数料として、契約時に2～5万円の着手金が必要な場合もあれば、着手金が0円のところもあります。

ただし、着手金が0円でも交通費や郵送料等の実費が別途必要な場合もあります。別途費用がかかるのか、かかる場合はいくらぐらいなのか、いつ支払うのかを事前に確認しておくとう安心です。

また最初の請求から請け負うのと、不服申し立てから受けるのとでは請求の難易度が変わるため、不服申し立ての着手金の方が高く設定されていることもあります。

報酬額の相場は

請求手続きを行なって無事に受給できたら報酬を支払います。

支払いは年金が振り込まれてから支払うケースが多いです。

報酬額も様々ですが、年金の2か月分または初回振り込み額の10% (遡及請求の場合)のいずれか高いほうにしている事務所が多いです。

100,000円から130,000円ほどの一定額に設定しているところもあります。

これは障害基礎年金2級の受給額2か月分を目安としているようです。

電話や対面の相談料は

電話や対面による相談は初回のみ無料、1時間あたり数千円などいろいろです。

具体的に何をしてくれるのか？の確認を

料金体系とともに確認しておきたいのが、契約後はその費用の中で具体的にどのようなことをしてくれるのか？ということです。

請求案件の難易度によって費用が変わる場合もあるので、どんな作業にいくらぐらいかかるのかを事前に確認しておきましょう。

費用体系が不明瞭なところは避けるのがおすすめです。

請求手続きの代理を頼んだとしても、何もかも社労士さんに丸投げできるわけではありません。請求の準備段階には、どうしてもご自身でやらなければならないこともあるので、その点も踏まえて契約するかどうかを検討すると良いでしょう。

途中解約時の費用計算はどうか

また、実際に業務が進む中でどうしても折り合いがつかない、信頼できないなどの事態が起こることもまれにあります。

それに備えて、途中で社会保険労務士との契約を解除することになった場合の条件についても確認しておく必要があります。

まとめ

障害年金の請求業務の一般的な費用は「着手金3万円＋消費税」、報酬は「受給決定／支給後に年金の2カ月分＋消費税」「初回振込額の10%＋消費税」のいずれか高いほう、
「相談料」は初回無料のところが多いです。

社労士を選ぶポイント

ここでは請求者の視点から、どんな社労士さんを選べば良いか、私の家族や患者さんの経験からお伝えします。

ホームページで確認できるポイント

- 障害年金専門（企業や組織の労務顧問ではなく）
- 無料相談をやっている（初回相談無料）
- 自分の病気やケガについての理解があるか
（ホームページにたいいてい事例が載っている・症状や治療に関する知識は重要です）
- 無料相談やその後の面談を自分の事務所への来所に限定していないこと
（バリアフリーでない事務所もあるし、面談のたびに外出するのはあなたの負担になるため、自宅や勤務先の近くまで柔軟に来てくれる人がおすすめ）
- 完全成功報酬
「完全成功報酬」というのは、受給が決定するまでの数ヶ月間、あなたのためにタダ働きますということです。支給決定までは時間も費用も社労士さん側の持ち出しです。
つまり「完全成功報酬」と掲げている社労士さんは申請が通ると確信できる依頼しか受けないとも考えられます。無料相談でNOと言われたら他の社労士でも申請を通すのは難しいかもしれないと覚悟する必要があるでしょう。

-
- 着手金ゼロ、かつ事務手数料なども含んだ明朗会計であること
 - 費用体系が明瞭であること
 - 成功報酬の支払いは初回の障害年金が支給されてからでよい、としていること
(支給決定から実際に振り込まれるまでは数ヶ月のタイムラグがあるので、生活が逼迫している場合は支払うのが大きな負担になる)

初回面談で会って確かめるポイント

- 物腰の柔らかい人、腰の低い人
(あちこちに過去の書類等をお願いして出してもらう立場なので、それをわきまえていないようなプライドの高い人ではうまくいかないことが多いです)
- 医師という職種の特性や、病院という組織の特殊性を知っている
(交渉の仕方を間違えると、診断書を書いてもらうときに決裂しかねない)
- 省エネ対応をしてくれること
(可能な限り手続きを代行してもらえる、電話・メール・郵送などで済むように連絡手段も配慮してもらえること ← 社労士さんの中にはネットの活用ができず、メールの返信すら苦手な人もいますので要チェックです)
- 受診に同行してくれる
(診断書の下書きまで用意してくれる社労士さんなら医師はとても助かります)
- ドタキャンOK対応
(スケジュールと体調の調整をしたつもりでも会えない、体調次第では電話に出られない

ことがある、通院できないなど突発的な変更はあり得るという前提の人)

- 受給案件が身体障害メインか精神障害メインか、請求が難しい傷病名や受給要件でも何とかして受給できる方法がないかを考えたり、本人が忘れていた事実がないか等をさまざまな角度から質問してくれるか？なども遠回しに尋ねてみましょう

社労士との契約時の チェックポイント

面談が終わって、「この人に任せてもいいかな？」と思ったときに、下記の項目を再度チェックしてみましょう。

- 自分の傷病について受給獲得経験があるか？何級で獲得できたか？
(聞きづらいですが単刀直入に尋ねてください)
- 相性は良さそうか？
(スムーズに進んでも数ヶ月、不支給や遡求請求を含めると年単位のお付き合いになる、かつかなりデリケートな話題に触れるため、この人になら話してもいいと思える人でなければ途中で信頼できなくなる)
- 依頼できる業務の範囲
(具体的にどこまでやってもらえるのか？自分でやる範囲はどこか？)
- 事務手数料や通信費、交通費が別途かかるのかどうか

-
- 契約を途中で解除する時の費用は？
 - 事務所のセキュリティーはしっかりしているか、郵送物は普通郵便で送らないことなど（郵送物は最低でも簡易書留を）

初回面談の前に準備しておくこと

さあ、ここからが少し頑張りどころです。

この準備をしてあるかどうかで社労士さんに代行してもらう際のスムーズさやあなたの負担の軽減ができます。

わりと消耗しますので、時間をかけて無理のない範囲で準備していきましょう。

- 障害年金を申請したい旨を主治医に相談しておく
- あなたの具体的な傷病名
- 発症時からの病歴や職歴の整理
（傷病の経緯や医療機関の受診歴、休業期間、傷病手当の受給期間など）
- 最初にかかった医療機関と初診年月日（複数あればすべて列挙）
- 初診日を証明できるものはあるか（領収書など）
- 申請する傷病（あれば合併症も含めて）に関して受診した医療機関の診察券またはID番号のわかるもの

-
- 医療機関から発行された診断書のコピー
(傷病手当金の申請や休職のための診断書のコピーが手元にあれば)
 - 年金番号のわかるもの(ねんきん定期便や年金手帳など)
 - 保険料の納付状況がわかるもの(ねんきん定期便など)
 - 傷病手当金を受給している期間があれば、その期間がわかるようにしておく
 - 以前、障害年金の請求をしたことがある場合は、当時提出した書類のコピーを一式
(初回の請求なのか、不服申し立てから依頼するのか)
 - 現在の障害の状態と、日常生活や仕事でどんな支障があるかを具体的に整理しておく
初対面の相手にプライベートなことは話しにくいかもしれませんが、障害年金支給の判断基準は「日常生活の困難さ」なので、あなたの状況の把握が重要です。このヒアリングによって、適切な診断書の種類を決めたり障害等級を判断したり受給要件を満たす可能性が見えたりします。また障害年金請求の経験が豊富な社労士だと、傷病の特性や症状、治療方法などにも詳しく、より内容の濃い聞き取りができます。
 - その他、面談前に社労士から指定されたもの

初回面談と契約に際しての注意点

ここからは実際に請求のための面談を受けた人でないとわからないことをお話しします。

まず、発症時からの病歴や現在の状態についてすべて振り返って話すため、さまざまなことを思い出してつらくなることがあるかもしれないと、心の準備をしておいてください。

面談では社会保険労務士が、電話の際に確認したことをさらに詳しく聞き取り、年金支給の可能性や適切な請求方法を検討し、あなたに説明します。障害年金の制度や請求手続き、社会保険労務士と契約しても請求手続きを依頼する場合の費用や、今後の作業の流れについても説明されます。不明点は遠慮せずに必ず質問しましょう。

また、契約する場合もその場で決断せずに、後日改めて依頼しても問題ありません。

その場で契約せずに一晩考えてから返答をするのが私のおすすめです。

初回面談は、あなたの病歴や職歴などをすべて聞き取った上で、あなたが受診した医療機関に診療記録が残っているかを電話で問い合わせしていく作業も行ないます。私が立ち会った事例ですと、だいたい2～3時間かかります。そのため面談の後には非常に疲れてしまいます。

すると、「こんなにしんどいなら年金請求自体をやめようか」と気持ちが揺れたり、「二度三度と同じ話をするのは気持ちや体調がもたないから、もうこの人で決めてしまおうか」と思いがちになります。

でも少し時間が経つと契約面での疑問を思い出したりすることがありますので、その場で契約せずに疑問点が出てこないか時間を置いてみて、出てきた疑問点を明確にしてから契約するほうが良いと考えます。

おわりに

いかがでしたでしょうか。

障害年金の請求を社労士さんに任せることについて私の知識と経験をお伝えしました。

「だいたいそんな感じなんだな～」というイメージがあなたの中にできあがっていれば、このE-Bookのねらいは成功です。

もしあなたが障害年金を受給することへの心理抵抗をお持ちであれば、ぜひさっさとなくしてください。

障害年金は今まで積み立ててきたあなたのお金を先にもらうことにすぎません。

障害年金を受給するのは「今まで掛けてきた保険を解約して、分割して払い戻しを受ける」のと同じことです。

また、よく誤解されるのですが、障害年金と身障手帳や精神障害者手帳は別の制度です。

必要になれば手帳は別途請求をしてください。

障害年金をもらいながら働くという選択肢もあります。

「障害年金をもらおうと働けなくなる」「働いてはいけない」と誤解される方も多いですが、そんなことはありません。

無理をしすぎて悪化させず、長く働ける可能性につながるので、障害年金の受給をポジティブに考えてください。

なお、請求されるのであれば7月は避けましょう。

通常、障害年金の更新は誕生月なのですが、20歳前の障害基礎年金だけは更新月が7月と決まっているので、あなたの主治医が受け持ちの患者さんの大量の更新書類に忙殺される場合、新

規の診断書を書く余裕がないことがあります。7月は避けるのがおすすめです。

あなたの障害年金請求がスムーズに進みますことを心からお祈りしています。

あやとりワークス

中野 琴子

お問い合わせ：info@ayatori.jp